

「カフェテリアプラン」の概要

対 象 者

令和7年4月から9月までの6か月間、継続した加入期間がある会員が対象です。

（休職者及び育児休業者も申請できます。）

※臨時講師等の任用期間に定めがある会員、採用1年目の会員も対象となります。

補 助 対 象 経 費

令和7年4月1日から3月31日までに別表「カフェテリア一覧表」のメニューを実施し、支払った経費。

請 求 書 受 付 期 間

令和7年10月1日から3月31日まで。【互助会必着】

不備を是正した後に再度提出する場合も、上記期間内とします。

請 求 回 数

年度内1回に限ります。

※補助額未満で請求した場合、2回目の追加請求はできません。

補 助 金 額

会員一人当たり 7,000円

※請求金額が7,000円未満の場合は、その金額を補助し、残額は次年度に繰越できません。

補 助 方 法

「カフェテリアプラン請求書」(別紙)に領収書等(写し可)を添付の上、互助会へ提出してください。

電子メールでも受け付けます。